平成２４年（フ）第５２６２号
大阪府高槻市芝生町２丁目11番15―202号
債務者　原園　長藏
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２６６号
大阪府八尾市堤町３丁目64番地の30
債務者　山本　近義
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２６７号
大阪府八尾市堤町３丁目64番地の30
債務者　山本佳榮子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２７６号
大阪府寝屋川市梅が丘１丁目４番５―303号
債務者　田中　綾子
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２８１号
大阪府寝屋川市萱島東３丁目10番44号
債務者　山野　恵美
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５４０号
兵庫県尼崎市下坂部４丁目11番５号清風園マンション201号
債務者　阪田　邦夫
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６８号
高知県四万十市口鴨川1208番地
債務者　森下　隆一
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２４年（フ）第１１１号
福岡県飯塚市鯰田1140番地２
債務者　江渕　正子（旧姓絹笠）
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２４年（フ）第５１７号
熊本県宇城市松橋町久具2655番地２
債務者　戝津　　悟
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５２２号
熊本県合志市須屋1319番地１
債務者　大塚　みほ
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５３７号
熊本市中央区段山本町３番28号
債務者　工藤惠美子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第５４８号
熊本県宇城市松橋町南豊崎711番地16
債務者　松本　万惠
1　決定年月日時　平成24年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１５号
大分県由布市湯布院町川上1534番地１
債務者　生嶋　大輔
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３１８号
大分市大字上宗方1629番地の10
債務者　廣元　龍二
1　決定年月日時　平成24年10月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２７４号
宮崎市霧島３丁目131番地　中原ビル303号
債務者　城下ユツ子
1　決定年月日時　平成24年10月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４１号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35　築地北住宅311号
債務者　蛭子　　舞
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第３４２号
兵庫県尼崎市南城内２番地の35　築地北住宅311号
債務者　蛭子　　友
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第５４２号
兵庫県尼崎市名神町２丁目19番34号アーチ名神401号、前住所兵庫県尼崎市御園１丁目17番26号
債務者　新居　博孝
1　決定年月日時　平成24年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係